



第5章

人を育み、文化を創る都市づくり



第1節 豊かな人間形成のための教育の推進

第2節 生涯学習社会づくりと市民スポーツの推進

第3節 香り高い文化のまちと交流社会の創造



第5章のポイント

- ・第5章は、すべての市民が学び、習う活動を促進・支援するための施策

第5章は、すべての市民が「こころ豊かな暮らし」を送るために、「学ぶ」こと、学んだことを「行う」こと、そしてみんなと「学び合う」ことをめざし、次の3つの点から施策を示しています。

人間としての基礎を「学ぶ」...学校教育・青少年健全育成

未来を担う子ども達は、家庭や地域でいろいろなことを学ぶとともに、学校教育を受けます。また、子ども達が非行に走らず健全に育つよう、青少年健全育成に努めています。

第1節では豊かな人間形成を目指す子ども達への教育について、施策を示しています。

心身ともに豊かな暮らしを送るために「学ぶ」

「行う」...生涯学習、文化、スポーツ

子ども達だけでなく、いつまでも学び続けたいというニーズが増えています。また学ぶ対象も目的も多種多様です。そこで計画では、知識を得るための「生涯学習」、生活様式等を知り実践するための「文化」、そして身体的技能等を知り、実践する「スポーツ」に分類して、すべての市民がそれぞれの分野で、いつでも、どこでも学び、行うことができるよう、様々な施策を示しています。

それぞれが「学びあう」...国際交流・地域間交流

学ぶことは、仲間同士の交流によって、さらに効果が高まります。学校や公共施設における学びの場は、交流の場でもあります。

これに加え、日ごろ交流する機会の少ない市外・海外の人との交流は、学ぶ人の視野を広げてくれる、貴重な機会になります。

第5章の最後は、国際交流・地域間交流として、姉妹都市や友好都市の人々との交流機会を増加するための施策を示しています。



学校教育

子どもたちが、ふるさとを愛する敦賀っ子に成長してほしい

子どもたちが、豊かな体験を通して生きる力を身につけてほしい

(確かな学力、豊かな心、健やかな体)

地域に根ざした高等教育を受けたい

敦賀っ子教育の推進

本市では平成14年度に「敦賀っ子教育推進プラン」を策定し、教育課題に取り組んできました。平成17年度には「愛・夢・チャレンジ」と題して「敦賀っ子教育推進プラン」を策定して、敦賀っ子の進むべき指針を明確にするとともに、学校・地域・家庭が取り組むべき事柄を示しています。

敦賀っ子教育推進プラン

～ふるさとに対する誇りと愛着を高めるために～

生きる力を育て自ら学び、自ら考える教育の推進

学習指導の充実、人権教育の推進
健康教育の充実、読書活動の推進

社会の変化に対応した教育の推進

郷土教育の推進、体験的学習の充実
情報教育の推進

学校・家庭・地域社会が連携した教育の推進

地域人材の活用、学校施設の活用
学校教育活動の公開

教職員の資質や指導力の向上

教職員研修の充実、学校間の連携

新しい時代の義務教育

少子化社会の中、学校教育の充実がますます要請されています。平成17年度には中央教育審議会が「新しい時代の義務教育を創造する」と題して、義務教育の構造改革を提言しました。提言では、市区町村や学校の権限を増す分権改革を進めることを提起し、相互の機能分担を明確にしています。

本市でも国語力をすべての教科の基本と位置づけて学習のあり方を見直すほか、学習指導要領や設定目標に基づきつつ、2学期制の導入など独自の教育を進めていく必要があります。

地域に開かれた短期大学へ

敦賀短期大学は平成18年度に学科再編を行い、「地域総合科学科」として新たなスタートを切りました。

大学で多くの分野を学びながら、大学の中で自分を創造し、社会にはばたく。新しい敦賀短期大学は、「地域総合」の名の通り、地域に根ざし地域に求められる高等教育の場として、さらなる飛躍を目指しており、貴重な教育機関と位置づけて支援することが必要です。

数字で見る敦賀市の将来像

名 称	内 容	現在数値	目標数値	単位
地域の行事等に参加した児童生徒の参加率	教育現場として地域行事等への参加状況を表します(小・中平均)	26	55	%
土曜スクールの設置学校数	学力向上のための、独自の取組みの充実状況を表します。	3	9	校
耐震補強工事を実施した学校の割合	学校施設の安全性と利便性の状況を表します。	75.3	81.0	%

(1) 幼稚園教育の充実

教育環境の整備と家庭との連携強化

- ・ 人間形成の基礎を培うため、よりよい教育環境の創造に努めます。
- ・ 職員の研修を深め、魅力ある幼稚園をめざします。

(2) 小・中学校教育の充実

児童・生徒の意欲を育てる教育の推進

- ・ 創意工夫を凝らした教育カリキュラムの編成と、特色ある学校づくりを推進します。
- ・ 2学期制を導入することで、児童・生徒と教職員がじっくりと向き合い、豊かな心や生きる力を高めながら学力向上を目指す教育を推進します。
- ・ 土曜スクールを実施し、児童の学力向上や発展的な学習を支援します。

情報化社会に対応した教育の推進

- ・ 情報化教育の推進を通じて、個人差に応じた学習指導を実施します。
- ・ 学校間の情報ネットワークを活用し、学校間の情報交換や交流を深めて、学習指導を充実します。
- ・ インターネットを活用した効果的な教育方法について、研究を進めます。



地域社会との連携及び参加促進

- ・ 学校・家庭・地域・関係機関とのネットワーク形成により、連携を図ります。
- ・ 中学校教育において、地域の協力を得ながら社会体験活動を推進します。
- ・ 地域教育コミュニティ推進研究事業の積極的な展開により、地域の人材や資源を活用した地域密着型の教育を進めます。
- ・ 地域行事等への積極的な参加を促進します。

学校図書館の充実

- ・ 図書館の蔵書の一部を学校に配架し、学校図書館の機能充実を図ります。
- ・ 図書館支援員を配置し、児童・生徒の図書館における学習を支援します。

学校規模の適正化の検討

- ・ 少子化や地域における児童・生徒の居住状況を踏まえ、学校の適正配置や通学区域など、諸問題についての調査研究を進めます。
- ・ 旧愛発小中学校と旧葉原小学校の跡地については、地域の意向を十分踏まえて地域活性化・地域振興の拠点となるよう活用を図ります。

国際感覚を高める教育の推進

- ・ 小学校において英語活動や、外国の生活文化に慣れ親しむため、外国人英語助手を学校に派遣します。
- ・ 児童生徒の海外派遣事業を推進します。

教育センターの機能充実

- ・教育センター（ハートフル・スクール）の運営及び教職員研修を推進し、教育センターとしての機能充実を図ります。

校舎の耐震診断及び大規模改修

- ・耐震診断結果に基づき、学校校舎の耐震補強工事を実施します。
- ・小中学校校舎及び体育館の大規模改修を実施し、教育環境の改善を図ります。



学校給食センターの施設設備の充実

- ・学校給食における地場産物の利用拡大を図ります。
- ・調理場のドライシステム化（床面を乾いた状態で使用し、細菌の繁殖を抑えて衛生管理面を向上するシステム）を推進するなど、衛生管理の強化を図ります。
- ・学校給食センターにおける調理等の委託業務を進めるなど運営の効率化に努めます。

（3）高等学校教育の充実

- ・高等学校教育において、中学校卒業者の進路希望の実態に合う学科の設置や定員の確保を、県及び関係機関に要請します。
- ・小・中学校との連携強化を通じて、高等学校教育の充実を図ります。

（4）高等教育の充実

敦賀短期大学への支援

- ・敦賀短期大学の管理運営・施設整備に対する支援を行い、大学経営基盤の強化を図ります。

開かれた短期大学づくり

- ・地域交流センター事業による、各種講演会や講座の開設など、市民の学習ニーズに対応した生涯学習の場として、敦賀短期大学を活用します。
- ・地域総合研究所において産学官及び市民との連携による研究調査と人材開発など、地域の基幹的研究機関としての活用を図ります。

青少年健全育成

青少年の犯罪、非行をなくしたい

青少年の問題行動

青少年の問題行動で代表的なものは、飲酒や喫煙、いじめ、万引き、ゲームセンターへの出入りなどが依然として挙げられます。しかし、情報化社会の進展は、インターネット詐欺などの犯罪に青少年を巻き込んでいます。犯罪が表に出にくくなっていることに加え、犯罪の悪質化・低年齢化が進んでいる状況です。

また、核家族化や共働き世帯の増加などによって、放課後における青少年の居場所が失われ、問題行動を引き起こす要因にもなっています。このことから、地域における青少年の居場所を確保する必要があります。

少年愛護センター、少年自然の家

少年愛護センターでは、街頭での声かけ活動を積極的に実施し、青少年の問題行動を未然に防止する活動を展開しています。

今後も声かけ活動を行い、新しい非行・犯罪にも対応して、対策を進めていく必要があります。

また、青少年の連帯意識醸成や社会生活規範の浸透などを図るため、少年自然の家において各種事業を実施する必要があります。

(1) 環境浄化活動の充実強化

少年愛護センターの活動の強化

- ・親子のフェスティバルなど、各種大会・イベント等の充実強化を図ります。
- ・有害図書等の排除により、環境浄化を推進します。
- ・声かけ活動を展開し、非行防止活動を推進します。

相談、指導体制の充実

- ・家庭教育相談員を配置し、青少年の悩み相談業務を充実します。
- ・カウンセラーや精神科医など専門家とのネットワークを強化し、児童・生徒の心のサインを的確に把握し適切に対応する体制を構築します。
- ・地域社会、学校及び関係機関との連携強化に努めます。

(2) 青少年活動の振興

青少年団体等の育成

- ・青少年健全育成団体及び機関の指導者養成に努めます。

活動拠点の整備充実

- ・問題行動を防止するため、公共施設における青少年の居場所確保を拡充します。
- ・少年自然の家におけるソフト施策を充実し、活動の強化を図ります。

数字で見る敦賀市の将来像

名称	内容	現在数値	目標数値	単位
「愛の一声」1回の巡視あたり回数	声かけ等の状況を表します。数値は今後測定し、目標値は設定しません。	-	-	%
少年自然の家の利用団体数	青少年健全育成の場として少年自然の家の利用状況を表します。	103	110	団体

生涯学習

年齢に関わらず多くのことを学びたい
いつでも、どこでも学びたい

学習ニーズの高まりと学習媒体の多様化
多くの大学で社会人向けのコースが設置される
ようになるなど、生涯学習に対するニーズはますます
高度化しています。また、ライフスタイルや
価値観が多様化していることから、学習したい内
容も、これまで以上に複雑多岐にわたっています。
さらに学習可能な時間や場所も多様であるため、
学習ニーズも「いつでも、どこでも、誰でも」学
ぶことができる環境の整備が求められます。

こうした学習ニーズに応えるため、パソコンや
携帯端末を用いて、時間や場所にとらわれず学習
することが可能になっています。同時に、多様な
学習メニューやソフトの開発が急速に進められて
います。

生涯学習は、個人の私的な意欲をみただけで
はありません。学ぶことは自己実現の手段であり、
それに伴い身近な地域の問題について学びたいと
いうニーズも高まっています。したがって、生涯
学習は「人が支えるまちづくり」のための貴重な
基盤（インフラストラクチャー）に他なりません。

充実した生涯学習施設を効果的に活用
する

本市の生涯学習施設は生涯学習センターを中心に、
各公民館で講座などを開催しています。また、図
書館やプラザ萬象などは、学習の場を提供する施
設であり、生涯学習の場はソフト面・ハード面と
もに充実している状況と言えます。

今後は、公益性があり、学習ニーズも高い講座
等を積極的に開催するとともに、インターネット
等による情報提供を通じて、「いつでも、どこでも、
誰でも」学習できる環境の整備に向けた施策を展
開する必要があります。



生涯学習センター

数字で見る敦賀市の将来像

名 称	内 容	現在数値	目標数値	単位
生涯学習センター及び公民館の年間利用者数	各生涯学習施設の利用状況として、 生涯学習講座のニーズ対応や施設の 利便性等を表します。	182,974	220,000	人
プラザ萬象の年間利用者数		83,997	100,000	人
図書館の年間利用者数		148,634	175,000	人

(1) 学習内容の充実

市民のニーズに合った講座の充実

- ・市民の多様な学習ニーズに応えるため、短大や学校などと連携しながら各種講座の充実を図ります。



- ・子どもの発達段階に合わせて、きめ細やかな家庭教育講座を展開します。また、児童文学の創作事業を実施します。

(2) 学習の場の充実

生涯学習センターの充実

- ・生涯学習事業の総合的な体系づくりを推進し、効果的な生涯学習の提供に努めます。

地区公民館の整備充実

- ・中郷公民館を、地区の人口増加や施設の老朽化に対処するため、適正な規模の公民館として整備します。
- ・旧愛発小中学校の一部を愛発公民館として整備します。

- ・公民館長に地元の人材を活用するなど、地域に根ざし「開かれた」公民館の運営を推進します。

- ・公民館に図書館の図書を配架し図書館機能を付加することで、地域の学習ニーズに応えるとともに、公民館の生涯学習施設としての機能強化を図ります。

図書館の充実

- ・図書館の蔵書や視聴覚ライブラリーを充実し、生涯学習のための最新の資料を豊富に提供します。



視聴覚ライブラリー

プラザ萬象の充実

- ・総合的機能を持った多目的会館として、誰もが利用しやすい施設の管理と整備に努めます。

(3) 普及推進体制の確立

生涯学習リーダーの養成と学校との連携

- ・生涯学習リーダーの養成と登録制度を推進し、生涯学習活動の体制を構築します。
- ・地域ふれあい交流事業や体験活動・ボランティア活動の支援などを実施し、学校と連携した地域の学習ネットワークを構築します。

市民 スポーツ

スポーツで心身ともに健康増進したい
競技レベルを向上したい

すべての市民が気軽にスポーツできる環境を

市民が生涯にわたりスポーツに親しむことのできる環境づくりが重要になっています。競技スポーツからコミュニティスポーツへのニーズの変化が顕著な中で、手軽に、楽しく、無理な運動にならない「ニュー・スポーツ」は、年齢を問わずすべての人が気軽に楽しめるスポーツです。

例えば、グラウンドゴルフやインディアカなどは人気が高く、仲間づくりや運動不足の解消など様々な目的のできるため、愛好者が増加する傾向にあります。

明るく、豊かで健康な市民生活をめざして「市民総スポーツ」の普及・振興が求められています。



競技としてのスポーツと、見て楽しむスポーツ

競技としてのスポーツも、オリンピックやサッカーワールドカップなど、日本のスポーツ選手が世界で活躍する機会が増えています。また、それとともに競技スポーツを見て楽しみたいというニーズも増えています。

競技としてのスポーツを振興するためには、全国レベルの試合に出場できる競技選手の育成を支援するとともに、レベルの高いスポーツ大会を本市で開催することで、競技力の向上を図る必要があります。またスポーツ大会の開催は、競技の迫力と興奮を身近に感じることでできる場でもあり、こうした機会を積極的に提供する必要があります。

数字で見る敦賀市の将来像

名称	内容	現在数値	目標数値	単位
体育施設の年間利用者数	市民スポーツの浸透状況を示します。	452,224	500,000	人
スポーツ教室・大会の参加者数	スポーツイベントへの参加状況を示します。	10,387	13,800	人
スポーツ少年団の数(人数)	子どものスポーツ活動状況を示します。	1,298	1,400	人
スポーツ少年団の数(団数)		40	43	団

(1) スポーツ施設の整備

総合運動公園の機能拡充

- ・総合運動公園の各施設が常に快適に利用できるよう、改修工事等を行い、スポーツの拠点施設として整備充実します。
- ・総合運動公園の周辺整備など、アメニティ豊かな環境を整備します。
- ・専任インストラクターによる健康増進や体力向上を安全・確実に実現できる指導体制の強化を図ります。



スポーツ施設の整備充実

- ・屋外球技場など、ニーズに応じたスポーツ施設の整備を推進します。

(2) スポーツの振興

市民スポーツの推進

- ・各種スポーツ教室や行事を開催し、市民スポーツの普及に努めます。

ニュー・スポーツの普及振興

- ・インディアカやグラウンドゴルフなどのニュー・スポーツを推進し、市民が気軽にスポーツできる種目の普及を図ります。

スポーツレベルアップ事業の推進

- ・有名スポーツ選手とのふれあいや各種イベントを開催し、競技としてのレベルアップの機会を提供します。
- ・体育協会や学校等と連携し、選手の育成と競技力の向上を図ります。

(3) 推進体制の強化

各種団体、サークルの育成

- ・各種スポーツ団体の育成と指導者の養成を図ります。
- ・総合型地域スポーツクラブの育成強化を通じて、地域単位でのスポーツ普及に努めるとともに、コミュニケーションの促進を図ります。



(4) スポーツ交流

スポーツ交流事業

- ・姉妹都市や友好都市等とのスポーツを通じた親善・交流を促進します。

市民文化

文化を大切にしたい暮らしをしたい
歴史文化資産を次世代に継承したい

文化にあふれた生活を

私たちの生活は世界でも高い水準に到達しています。社会が成熟化した現在、人々は「モノの豊かさ」ではなく「心の豊かさ」を求めるようになってきました。その基礎が「文化を大切にしたい心豊かな暮らし」であると考えられています。

また最近では、市場主義の思想が行き過ぎているのではないかと、という批判も見られるようになってきました。そこで日本人としての「品格」や「伝統」を守ることの大切さが叫ばれています。

文化を大切にしたい暮らしを送るためには、生活の中に文化を感じることでできる環境を多く取り入れることが必要になります。例えば、身近な風景（景観）を見れば、その都市の文化水準が分かるとも言われています。

そこで行政として、文化に接することのできる場を身近に提供するとともに、さまざまな文化形成・発信のための拠点が求められます。既存の施設としては博物館や山車会館、市民文化センター等があり、文化活動の延長に、日常生活を位置づけることができれば、文化で満たされた生活を送ることができそうです。

敦賀の貴重な歴史文化資産を次世代に継承するとともに、積極的に活用する

本市には貴重な歴史文化資産が豊富に残されています。それらは博物館や山車会館に大切に保存されているだけでなく、氣比神宮や氣比の松原、西福寺など市内に多く存在しています。また、地域の伝統行事など、無形文化財も数多く保存されています。

私たちはこれら有形無形の歴史文化資産を次世代に確実に継承できるよう、大切に保存する義務があります。

また、歴史文化資産は保存・継承するだけでなく、例えば観光資源として活用することができます。それは、本市にしか存在しない「オンリーワン」の魅力であり、誰も真似することができない「かけがえのないもの」です。

そこで歴史文化資産は保存、継承するとともに、これを積極的に掘り起こし調査することで、現代における価値を再認識することが必要です。このことが新しい敦賀の文化を創造する原動力となり、文化にあふれた魅力あるまちの発展につながります。

数字で見る敦賀市の将来像

名 称	内 容	現在数値	目標数値	単位
市民文化センターの年間利用者数	各文化施設の利用状況として、歴史文化資産の情報発信や芸術文化活動の状況を表します。	43,268	45,000	人
博物館の年間利用者数		8,905	10,000	人
山車会館の年間利用者数		8,100	10,000	人
指定文化財の件数	貴重な歴史文化資産の保存・伝承状況を表します。	188	192	件

(1) 文化活動の促進

芸術文化事業の充実

- ・市民が身近に文化に触れ、親しみを感じることのできる文化公演など事業の充実を図ります。
- ・優れた芸術文化を鑑賞し、心の豊かさを養うことのできる機会の充実を図ります。

文化関係団体の育成・支援

- ・文化関係団体の育成・支援に努め、市民が広く芸術文化の創作活動に参加する機会の拡充を図ります。

学校教育における活動促進

- ・小中学校と連携し、児童・生徒が芸術文化に接する機会を確保します。

(2) 文化関連施設の整備

文化関連施設の整備拡充

- ・中郷古墳群など、本市の古代歴史文化資産の活用を図ります。

市民文化センターの充実

- ・本市における文化の発信拠点である市民文化センターを快適に利用できるよう、施設の適切な管理運営を行います。

博物館の整備充実

- ・博物館において市民の貴重な財産である文化財の調査・研究を進め、展示や教育普及活動を通して質の高い文化の浸透を図るとともに、郷土に対する理解と愛着の醸成に努めます。
- ・博物館の構造調査等を行い、歴史文化資産としても貴重な博物館の長期的な活用を図ります。

(3) 文化財の保護

文化財の調査及び保存

- ・山車水引幕の修復や西福寺、柴田氏庭園など、指定文化財の整備充実を図ります。
- ・埋蔵文化財の試掘・確認調査の実施及び保存活用を図り、本市に残された埋蔵文化財を次世代に継承します。

伝統文化の保存と普及

- ・無形民俗文化財の記録と保存を行います。
- ・伝統文化の活動継承者を養成するため、推進団体の運営に対し、助成します。

(4) 歴史文化資産の活用

- ・芸術文化や歴史など、本市の文化情報として歴史文化資産を効果的に活用・発信するための体系化を図り、芸術文化施設の整備に向けた取り組みを進めます。
- ・郷土の歴史、文化を学ぶ教材や資料として文化財を積極的に活用します。
- ・遊敦塾（ゆうとんじゅく）で本市の歴史・文化財に触れる機会を設けるなど、敦賀の魅力に触れ、学ぶ場の充実を図ります。

国際交流・地域間交流

国際感覚のある市民になりたい
異文化に多く接したい

国際都市 敦賀

本市は、古くから大陸との交流があり、環日本海地域の国際貿易港を有する国際都市として発展してきました。

本市は国際貿易を通じて、多様なモノとヒトが交流する場となっていました。そこで、生活様式や文化も国際性豊かなものとなり、明治時代のまちなみは、異国情緒あふれるとともに、最先端の物資が身近にあった、という記録があります。

また市民の国際感覚の高揚、行動圏の拡大により、産業・学術・文化・観光など、国内はもとより国際的な交流が日常化しており、交流の輪を広げることで都市の魅力と活力を高めることが一層重要となっています。

姉妹都市・友好都市との交流

本市は以下の姉妹都市・友好都市と交流活動を続けています。

- 大韓民国東海市
- ロシア連邦ナホトカ市
- 中華人民共和国台州市
- 茨城県水戸市
- 岐阜県各務原市

姉妹都市との児童使節団の相互交流や「市民の船」の運航など、市民レベルや学校教育における交流活動が活発に行われています。このことが相互の交流・理解の基礎になることから、今後も積極的に進める必要があります。

また異文化を理解するためには、郷土の歴史や伝統を学ぶことが必要です。



市内での国際交流活動促進のために本市に居住する外国人は韓国・朝鮮や中国、ブラジル、ロシアなど、約1000人となっています。外国人が暮らしやすい生活環境を整備し、市民と外国人との交流を積極的に行うことが、国際都市敦賀にふさわしい姿と言えます。

数字で見る敦賀市の将来像

名称	内容	現在数値	目標数値	単位
姉妹都市間の研修生派遣、受入人数	相互の職員派遣により、姉妹都市交流の信頼関係を表します。	1	2	人
姉妹都市間の使節団派遣、受入人数	市民レベルの姉妹都市交流の状況を表します。	133	150	人

(1) 国際交流の促進

姉妹都市交流の充実

- ・韓国東海市、ロシアナホトカ市、中国台州市と、文化・スポーツ・教育・経済など多様な面での交流促進を図ります。

国際化へ向けた地域づくり

- ・公共サービスや案内板等の外国語表記を推進し、外国人が暮らしやすい生活環境を整備します。

国際教育の充実

- ・学校に外国人指導助手を派遣するとともに国際交流の場を設け、国際感覚を高める教育を積極的に進めます。
- ・生涯学習講座として、公民館等において外国語講座を積極的に実施します。

国際交流事業の推進

- ・国際交流に関する各種イベントを開催し、国際交流活動の場を提供します。

- ・市内在住外国人とのネットワークを充実し、身近な国際交流の場づくりを推進します。

(2) 地域間交流の促進

姉妹都市・友好都市等との交流の充実

- ・市民レベル、各種団体間の交流を促進します。

- ・茨城県水戸市、岐阜県各務原市、北海道小樽市と青少年の相互訪問などを実施し、国内での地域間交流を推進します。

(3) 交流の基盤づくり

国際交流施設の充実

- ・県の国際交流嶺南センターを活用して国際交流活動の充実を図ります。

